

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営管理機能の充実と経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質の確立を目指しております。その実現のためには、社会から信頼を得られる経営管理組織の運営強化が必要であり、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保、企業倫理に根ざした企業活動、経営の透明性の向上などに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ミサワホーム株式会社	7,872,000	68.42
ミサワホーム中国従業員持株会	374,640	3.26
株式会社広島銀行	200,000	1.74
株式会社トマト銀行	190,000	1.65
東北ミサワホーム株式会社	168,000	1.46
今井産業株式会社	149,000	1.30
ミサワホーム九州株式会社	128,000	1.12
株式会社山陰合同銀行	100,000	0.87
川田良紀	90,400	0.79
ミサワホーム北海道株式会社	87,000	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無

———

親会社の有無

ミサワホーム株式会社 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社が製造販売する住宅部材によって建築される工業化住宅「ミサワホーム」の販売施工代理店であります。同社との取引条件の決定に際しては、市場価格等を総合的に勘案して、両社協議のうえ決定することとしております。

当社と同社とは資本関係や人的関係等の面で緊密な関係にあり、現状の提携関係を維持して行く方針であります。当社の経営方針および事業活動等においては自立を基本としており、上場会社としての一定の独立性を確保し、独自の意思決定を行える状況にあると認識しております。今後もこの状況を維持し、さらに改善していくことで、少数派株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉野 夏己	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

吉野 夏己	○	----	弁護士として企業法務・コンプライアンスの分野にて高度かつ専門的な知識を有しております。 また、同氏は、特に法務、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの分野において、独立的な立場から、岡山県コンプライアンス委員会会長、国立大学法人京都教育大学学生不祥事再発防止・危機管理体制改善評価委員会副会長等を歴任し、企業・各種団体のコーポレートガバナンスや危機管理にも多く携わっていることから、適任と判断し、社外取締役を選任しているものです。尚、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
-------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社長直属の監査室においては、コンプライアンスやリスク管理体制、業務執行の妥当性・効率性などを中心に内部監査を実施するとともに、経営に対する助言・提案を行っております。監査室の人員は1名であります。監査室は、監査役会や監査法人と連携することで、内部牽制組織が十分機能することに努めております。

当社は、監査役制度を採用し、法令の遵守を徹底した透明性の高い経営を目指しております。経営の監視機能強化のため、監査役3名のうち2名は社外監査役（独立役員）を登用しております。各監査役は重要な会議への出席、主要な事務所への往査等を通じて監査に取り組んでおります。各監査役は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と連携し、監査計画や監査実施状況等についての意見交換などの機会を持つことにより、監査機能の強化に努めております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高須賀 令二	他の会社の出身者							△						
菊池 捷男	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高須賀 令二	○	独立役員に指定しております。	当社の主要取引先銀行である株式会社広島銀行の支店長職を歴任の後、株式会社広島アクションサービス執行役員業務本部長、営業本部長を歴任し、豊富な経験と卓越した見識を持っております。また同氏は、当社の主要取引先銀行である株式会社広島銀行より2015年6月から株式会社広島アクションサービスで業務本部長、営業本部長として従事後現職と、当社とは取引関係のない会社の経営に携まっていたことから、同行の業務執行者としての地位を兼務しておらず、同行からの影響は希薄であります。 以上の事から、同氏は一般株主と利害関係の生じるおそれが無い独立役員として指定要件を十分に備えているものと判断いたしました。
菊池 捷男	○	独立役員に指定しております。	弁護士として豊富な経験や高い見識を有しており、法律の専門家として当社の経営を客観的および中立的な立場から評価、監視していただけるものと判断して選任しております。 なお、同氏が代表社員を務める「弁護士法人菊池総合法律事務所」と当社は顧問契約に基づく取引がありますが、取引高は僅少であり、また金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等ないため、一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を確保できると判断いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬等は、直近事業年度の経常利益の額及び前年改善額等を中心とした年次評価報酬としております。さらに評価に加算する報酬として、付加価値を上げる重点目標を設定し、その達成率を付加価値カパー率として算出しております。この双方を合算した金額を年次変動報酬として決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書ならびに定時株主総会召集通知(事業報告書)に、取締役および監査役に対する報酬等の総額を開示しております。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社が定める評価基準を参考に、固定報酬としての基準報酬、取締役手当、評価加算報酬により構成するほか、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、別途定める基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社が定める役員評価基準を基本とし、月例の固定報酬及び取締役手当、役位、職責及び下記ハにおける評価結果に応じて、その内容を含め総合的に勘案して決定しております。

ハ. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、直近事業年度の経常利益の額及び前年改善額等を中心とした年次評価報酬としております。さらに評価に加算する報酬として、付加価値を上げる重点目標を設定し、その達成率を付加価値カバー率として算出しております。この双方を合算した金額を年次変動報酬として決定しております。

なお、非金銭報酬等は、当社では設定していません。

ニ. 報酬等の割合、決定の委任に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・形態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成としております。

取締役会(下記ホの委任を受けた代表取締役社長)は特に、上記ハに定める方法により算定された業績連動報酬等(年次評価報酬、評価加算報酬)を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、代表取締役社長が自身を含めた全取締役に対して各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して評価した後、取締役会において、報酬等の妥当性と併せて各評価を確認することで、客観性・公正性・透明性を担保したうえで決定しております。

当事業年度においては、代表取締役社長南雲秀夫に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の取締役会決議をしており、その権限の内容は上記のとおりであります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

2021年3月期の取締役及び監査役の報酬等の総額は、以下のとおりです。

取締役(5名対象) 73百万円

監査役(2名対象) 9百万円

注1: 2021年3月期末現在の取締役1名及び監査役1名は、無報酬のため、支給人数には含まれておりません。

注2: 支給額には、役員の退職慰労金の支給に充てるため、当社規程に基づく当該事業年度に引当てた6百万円(取締役4名に対し5百万円、社外監査役2名に対し0百万円)を含めております。

注3: 当該事業年度におけるストックオプション及び賞与の支給はありません。

注4: 役員退職慰労金の額は、「役員退職慰労金内規」を定め、この規程に基づいて決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役のサポート部門としては管理本部、社外監査役のサポート部門としては管理本部ならびに監査室が、それぞれ担当しております。専従スタッフは置いておりませんが、社外監査役より補助者の増員等の要請があるときは、その求めに応じて対応することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、業務執行及びその監督を制度的に区分し、業務の迅速な執行及び効率的な監督をはかるため、執行役員制度を導入しております。毎月1回の取締役会のほか、取締役会の意思決定及び監督機能を補完するため、経営執行役員会(全執行役員で構成)を毎月1回開催し、経営に関する重要な事項の審議を行い、経営の効率化を図ることに努めております。なお、経営執行役員会には、必要に応じて執行役員でない取締役の出席を可能としております。

また、取締役、執行役員、子会社代表者及び各部門の責任者で構成される経営会議を毎月1回開催し、子会社を含む経営状況、業務執行状況の監督を行い、意見交換を行うほか、経営方針ならびに経営戦略の浸透共有を図っております。

なお、経営執行役員会、経営会議には、監査役の出席を可能としております。監査役は積極的に参加し、監査機会の補完に努めております。

この他に、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項に関し、社長執行役員を統括責任者とし、執行役員、管理本部長、管理本部副本部長及び監査室長をメンバーとした経営改革委員会を設置しております。

経営改革委員会では、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項に関して協議し、必要に応じて、取締役会に提起を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）2名を含む監査役3名による監査を実施しております。監査役は取締役会のほか経営執行役員会ならびに経営会議等の主要な会議に参加し、必要に応じて質問を行うとともに意見を述べており、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第37回定時株主総会(2007年6月28日開催)以降、法定期日より3日以上早めて発送することとしております(第50回定時株主総会(2020年6月22日開催)のみ新型コロナウイルス感染拡大防止対応の影響により、法定期日より3日以上早めた発送ができませんでした)。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、例年集中日を回避して設定しております。2021年の定時株主総会集中日は6月29日ですが、当社の2021年定時株主総会は6月28日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信・四半期決算短信)、決算情報以外の適時開示資料、株主通信・中間株主通信、IRカレンダー等をホームページに記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ミサワホームグループ共通の経営理念および行動指針に提唱するほか、当社独自の経営理念、社訓、行動指針等の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会貢献のため、社員による近隣市街地および緑地の清掃活動を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、親会社であるミサワホーム株式会社（以下「ミサワホーム」という）が制定した経営理念及び行動指針に従い、取締役、執行役員、従業員その他当社の業務に従事するすべての者（以下「役職者」という）に対し、法令及び定款に適合する行動はもとより、誠実で倫理的な行動を取ることを要求する。当社は、これらの誠実で倫理的な行動を通じ、健全な経営の基盤である内部環境を醸成し、その基盤上に以下の内部統制システムを構築することにより、公正かつ適切な企業活動を行い、社会的実在としてその責任を果たすものである。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - a. 新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育および啓蒙活動ならびに損失の危機の管理（以下「リスク管理」という）に関する教育を実施し、それぞれの意識向上および定着をはかる。
 - b. コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項に関し、社長執行役員を統括責任者とし、執行役員、管理本部長及び監査室長をメンバーとした経営改革委員会を設置する。
 - c. コンプライアンス室を設置し、日常のコンプライアンス活動を統括管理させ、コンプライアンス上のリスクマネジメントを実施させる。
 - d. リスク管理規程を定め、管理本部に各部のリスク管理を統括させ、各リスク別、各部門別の具体的なリスクの把握及びリスクのコントロールを図ることにより、業務の適正性及び効率性を確保する。
 - e. 適時開示が必要と思われるリスクその他の重要情報については開示の徹底をはかる。
 - f. ヘルプライン制度規程を制定し、これに基づきコンプライアンス上疑義のある行為などが発生した場合の通報手段を社内外に設置し、ヘルプライン制度の公正かつ持続的な運営をはかる。
 - g. 監査室を設置し、コンプライアンス上のリスクの継続的な内部監査を行う。
 - h. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を図り、毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、定款及び取締役会規程、稟議取扱規程、文書管理規程その他の社内規程を整備し、それぞれ適切に保存し、かつ管理する。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社の取締役は、取締役会の構成員として当社の意思決定を行い、代表取締役及び執行役員の業務の執行を監督する。
 - b. 当社の業務の執行は、重要な対外的業務にあっては代表取締役が行い、社内的業務及び日常の業務については、取締役会が選任した執行役員が実施する。
 - c. 代表取締役及び執行役員の業務については、取締役会で定める職掌に従い分担して職務の執行の効率化を確保するとともに、職務権限規程において職務および権限を割当て、責任を明確化する。
 - d. 前号に定める職務分掌及び規程は、取締役もしくは執行役員が変更される都度、または職務の執行の効率化の必要に応じて、見直しをはかる。
- (4) 当社及び当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理のため「関係会社管理規程」を制定し、子会社の取締役会の決定を尊重しながらも、重要事項の決定については事前に協議する制度を設ける。また、毎月1回、当社の経営会議において、業務執行の状況を報告させる。
また、当社及び当社の子会社は、ミサワホームを頂点とする企業集団であるミサワホームグループに属し、当社の企業集団における業務の適正を確保するため、ミサワホームの定める内部統制システムに従い、次に掲げる体制を整備する。
 - a. 新人研修その他の各種研修の機会を通じ、子会社の役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動ならびにリスク管理に関する教育を実施し、それぞれその意識向上及び定着を図る。
 - b. 当社及び当社の子会社の役職員の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、また、当社及び当社の子会社のリスク管理のため、子会社に対してもコンプライアンス責任者、リスク管理者および担当セクションの設置を求め、当社とともに共同してグループのマネジメントを実施する。
 - c. 当社及び当社の子会社は、ミサワホームの設置するヘルプライン制度を利用し、グループ全体の通報手段として活用する。
 - d. ミサワホームの監査室が実施する内部監査を受け入れ、これに協力するとともに、同監査室の行うグループの業務全般にわたる内部統制の整備及び運用状況の検討、評価に従い、その改善を行う。
 - e. ミサワホームの定める内部統制システムが妥当でない場合は、積極的に改善の提案を行う。
 - f. 当社の子会社においても、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を図り、毅然とした態度で対応する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人の増員を求めた場合には、その求めに応じて配置する。
- (6) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・子会社の役職員及び監査役取締役またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - a. 代表取締役は、取締役会において随時その他の職務の執行状況の報告を行う。
 - b. 役職員は、定款または法令違反の事実、もしくは不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合は、発見後すみやかに、監査役に報告する。
 - c. 役職員は、監査役が事業について報告を求めた場合、またはグループの業務および財産の状況を調査する場合は、積極的にこれに応じる。
 - d. 子会社の役職員及び監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、すみやかに報告する。
 - e. コンプライアンス室は、子会社の役職員からのヘルプライン制度に基づく通報の状況について定期的に監査役に報告する。

- (7) (6)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
当社は、監査役へ報告を行った当社または子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、その監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等を請求したときは、その請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
b. 監査役は、外部法律事務所と顧問契約を締結することができ、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社では、「経営理念」および「行動指針」において、反社会的勢力の排除に向けた体制等の整備を念頭に、次の規程を定めております。
・経営理念（一部抜粋）
「法令を遵守し、倫理を重んじて誠実に行動します。」
・行動指針（一部抜粋）
「反社会的勢力・団体からの不当な圧力に屈しません。」
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
「1. (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに損失の危険の管理に関する規程その他の体制」にも記載のとおり、当社では、新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓発活動ならびに損失の危険の管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上及び定着を図っております。また、経営理念・行動指針を、携行用「コンプライアンスカード」に記載し、全社員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。
このほか、当社は、社内体制の整備として、管理本部に不当要求防止責任者を設置しております。同責任者を中心に、警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等との緊密な意思疎通と連携をもとに、反社会的勢力の情報の収集、同勢力の排除を進めるとともに、その被害防止を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

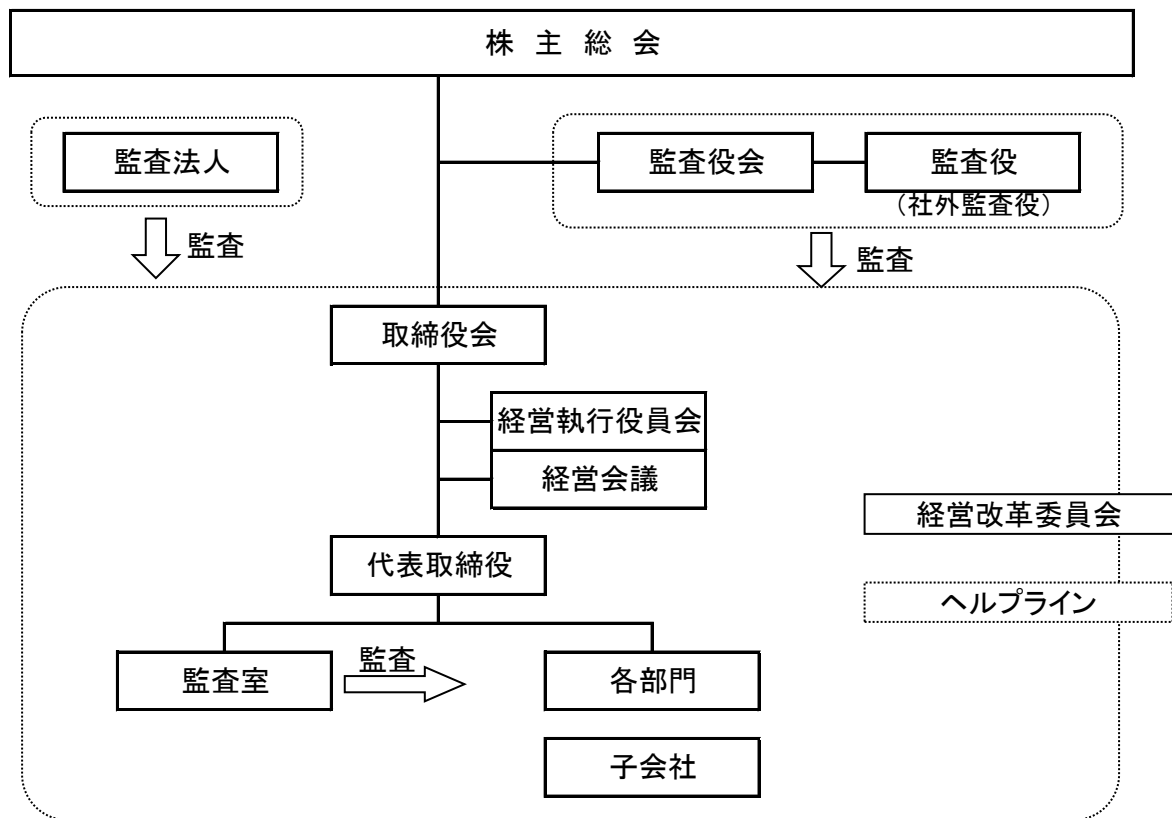
該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 社内における事業部門(出先拠点を含む)、管理部門及び関係会社の会社情報は、経営会議にその情報を集約される。
2. 集約された会社情報は、経営会議及び取締役会にて検証された後に確定、承認されている。
3. 確定、承認後の会社情報は、会社情報開示担当責任者が東京証券取引所(TDnet)を通じて適時開示を行う。
 ※タイムリーディスクロージャーの重要性を勘案し、代表取締役社長の承認により適時開示を行う場合があります。

「コーポレート・ガバナンス体制 模式図」



「適時開示体制の概要 模式図」

